

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第94号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第139号）

- (1) 犀川特定区間の左岸堤防沿いの官民境界線
- (2) (1) の区間において官地側に張出している施設の是正に関する交渉記録

2 担当課（所） 土木部県央土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H19. 4. 10 公開請求 (4) H20. 3. 27 諮問
- (2) H19. 4. 24 不存在決定 (5) H23. 2. 8 答申
- (3) H19. 6. 15 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 官民境界線について 異議申立人は、官民境界線に関する公文書は存在するはずであると主張している。これに対し、実施機関は、当該区間の官民境界については、少なくとも石積護岸の堤内側と認識しているが、建替時など必要に応じて個別に現地調査等により総合的に判断されるべきものと考えており、本件公開請求に係る公文書は作成していないと述べている。 土地の境界は、隣接地当事者間の合意若しくは裁判で確定するものであるため、実施機関の説明は、特段不自然とはいえない。 したがって、実施機関が本件処分として不存在決定を行ったことは、特段不合理とはいえない。</p> <p>2 官地側に出ている施設に係る是正交渉について 実施機関は、これまで口頭で撤去について指導しており、施設所有者も了解しているので、特に交渉記録を作成していなかったが、本件処分以降については、記録を作成していると述べている。 当審査会において確認したところ、本件公開請求以前の交渉記録については公文書の存在を認めることができなかったが、本件処分以降の交渉記録については報告書が作成、保管されていた。 以上のことから、実施機関が、本件処分時点で、交渉に係る記録は作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段、不自然とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)  
答申第94号

# 答 申 書

平成23年2月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月10日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 犀川大橋と新橋間の左岸側堤防沿いの官民境界線に関する文書
- (2) 官地側に出ている施設に係る是正交渉に関する文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月24日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

官民境界線については、現地調査等から総合的に判断するため公文書は存在しない。  
官地側に出ている施設については、口頭により撤去指導を行っているため公文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成20年3月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりであ

る。

#### (1) 官民境界線について

公式な官民境界は、登記簿等で確認されるものであり、公文書がないということはありません。

#### (2) 官地側に出ている施設に係る是正交渉について

このような違法な施設については、相手方に対して公文書で指導を行うべきものである。このような交渉は、時間のかかる微妙な問題であるからこそ、そのときの担当者しから知らないような指導であってはならない。

実施機関は、理由説明書に、「施設所有者も事実認識し、建替時等に撤去することを了解している」と記載しているが、このような口頭による指導や了解では、無いに等しい約束であり、最終合意に至らない場合、所有者との見解の相違点等について文書で保存していなければ、いつまで経っても解決しない。

また、仮に、口頭で指導したとしても、実施機関内部においては、その旨を報告した文書が存在するはずである。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会からの照会に対する補足説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

#### 1 官民境界線について

河川法（昭和39年法律第167号）第6条の規定では、堤防等の河川管理施設の敷地は、その所有の形態を問わず、河川区域とされている。

河川管理者は、河川区域において、災害発生の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能維持及び河川環境の保全等のため、総合的な管理を行っている。

当該区間における河川管理施設である堤防と既設住宅等に係る民地との境界については、少なくとも石積護岸の堤内側と認識しているが、建替時などに個別に現地調査等により総合的に判断することとしており、本件公開請求に係る公文書は作成していない。

#### 2 官地側に出ている施設に係る是正交渉について

本件公開請求に係る区間において、官民境界より官地側に出ている施設等に対しては、現地調査等で確認のうえ、口頭で撤去について指導しているが、施設所有者も事実認識し、建替時等に撤去することを了解していることから、これまで特に交渉記録は作成してこなかったため、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

なお、本件処分以降に行った交渉の記録については報告書として作成し、保管している。

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開

の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件請求文書の性格等について

次の事項を記載した公文書である。

- (1) 犀川大橋と新橋間の左岸側堤防沿いの官地と民地との境界線
- (2) 上記(1)の区間において官地側に張出している施設の是正に関する交渉記録

## 3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

- (1) 官民境界線について

異議申立人は、官民境界線は登記簿等で確認できるはずであり、公文書は存在するはずであると主張している。

これに対し、実施機関は、堤防等の河川管理施設の敷地は、所有の形態を問わず、河川管理者が管理する河川区域であり、当該区間の官民境界については、少なくとも石積護岸の堤内側と認識しているが、建替時など必要に応じて個別に現地調査等により総合的に判断されるべきものと考えており、本件公開請求に係る公文書は作成していないと述べている。

土地の境界は、隣接地当事者間の合意若しくは裁判で確定するものであるので、実施機関の説明は、特段不自然とはいえない。

したがって、実施機関が本件処分として不存在決定を行ったことは、特段不合理とはいえない。

- (2) 官地側に出ている施設に係る是正交渉について

実施機関は、これまで口頭で撤去について指導しており、施設所有者も了解しているので、特に交渉記録を作成していなかったが、本件処分以降については、記録を作成していると述べている。

当審査会において確認したところ、本件公開請求以前の交渉記録については公文書の存在を認めることができなかったが、本件処分以降の交渉記録については報告書が作成、保管されていた。

以上のことから、実施機関が、本件処分時点で、交渉に係る記録は作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段、不自然とはいえない。

## 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、当該区間に関する官民境界線に係る公文書及び交渉記録文書を作成すべきであると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

## 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 3 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 3 9 号)
平成 20 年 5 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 5 月 26 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 11 月 11 日 (第 204 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 26 日 (第 205 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 12 月 16 日 (第 206 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 14 日 (第 207 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 28 日 (第 208 回審査会)	○事案の審議を行った。